

発議第 9 号

学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 25 日提出

提出者 松伏町議会議員 平野千穂

賛成者 松伏町議会議員 佐藤永子

賛成者 松伏町議会議員 莊子敏一

賛成者 松伏町議会議員 福井和義

賛成者 松伏町議会議員 長谷川真也

松伏町議会議長 川上力様

学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書

東日本大災害や熊本地震、西日本豪雨災害など大規模災害などの避難所となっている学校体育館へのエアコン設置の要望が高まり、埼玉県内でも計画的な整備に着手しようとする自治体が増えています。

この事業を進めるうえで、緊急防災・減災事業債は、①地方債の充当率100パーセント、②交付税措置として、元利償還金について、その70パーセントを基準財政需要額に算入、という地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっています。

しかしながら、この事業債は、2020年（令和2年）度に終了予定となっており、事業計画策定のうえで大きな不安材料となっています。当町においても、体育館へのエアコン設置はこれからであり、事業債の対象期間の継続が切に求められているところです。

よって、政府におかれましては、地方公共団体にとって喫緊の課題である防災・減災対策に引き続き取り組めるように、「東日本大震災に係る復興・創生期間である2020年度（令和2年度）まで」とされている緊急防災・減災事業債の対象事業年度を2020年度以降も継続できるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 9 月 25 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 高市早苗様
財務大臣 麻生太郎様
文部科学大臣 萩生田光一様